



平成 22 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 清
(コード番号 6581 東証・大証 1 部)
問合せ先 広報室長 吉成 雅人
(TEL.03-5783-0601)

当社連結子会社の不適切な取引および会計処理について

このたび、日立工機株式会社（取締役社長：加藤 清、本社：東京都港区。以下、当社）の連結子会社である Hitachi Power Tools Europe GmbH（所在国：ドイツ。事業内容：電動工具等の販売。以下、(HTE)）において、取引先との間で不適切な取引を行っていたことが判明し、当社の連結業績に影響を与えることが明らかになりました。

そこで、調査の状況、現時点で判明している不適切な取引および会計処理の概要、今後の対応等について、下記のとおりお知らせいたします。

当社の連結子会社において、このような不祥事が発生したことは誠に遺憾であり、また、株主および取引先はじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件が判明した経緯

本年 8 月末、(HTE) において、他の販売子会社に比べて売掛金の回収期間が長く改善も見られないこと、また借入金も増えていることから、社内調査を開始いたしました。その調査の過程で不適切な取引の疑いが生じたため、社長を筆頭とした社内調査チームを編成し、現地に調査メンバーを派遣するなど、当社として実態解明の努力を行ってまいりました。その結果、(HTE) において 2005 年 12 月から 2010 年 8 月にかけて、不適切な取引および会計処理が行われていたことが、このたび判明いたしました。

当社は、かかる事態に鑑み、社外の専門家からなる調査委員会を立上げ、客観的な全容解明を急いでおります。調査委員会は、本日（10 月 5 日）開催の取締役会での承認の上で正式に設置いたしました。事態の緊急性に鑑み、実質的には 9 月下旬より委員会メンバー等による事前調査に着手しております。

<調査委員会の概要>

目的：不適切な取引および会計処理の実態、責任の所在の迅速な解明を行うとともに、他の子会社における類似事象の有無の調査、再発防止策の提言等を行う。

委員：委員長 川村 明 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
委員 山岸 良太 弁護士（森・濱田松本法律事務所）
委員 松藤 斉 公認会計士（デロイトトーマツ FAS 株式会社）

選任理由

川村 明 弁護士

法律専門家としての知見および国際取引等に関する豊富な経験を有すること
(なお、同氏と当社の間には顧問弁護士契約はありません。)

山岸 良太 弁護士

法律専門家としての知見および当社顧問弁護士として当社の業務内容をよく把握していること

松藤 斉 公認会計士

会計専門家としての知見および不正対応に関する豊富な経験を有すること
(なお、同氏の所属するデロイトトーマツ FAS 株式会社およびその親会社である有限責任監査法人トーマツは当社グループとの利害関係を有しておりません。)

なお、本件は、これまでの社内調査および調査委員会の事前調査において、当社から出向していた（HTE）元社長（10月4日付懲戒解雇）の主導による子会社における不祥事と考えられるため、本調査委員会は、当社社内調査との連携を重視することとし、当社と全く利害関係を有しない第三者のみによる調査を行うという形態はとっておりません。

2. 本件の概要

本件については、全容解明に向け鋭意調査中ですが、（HTE）元社長は、過大な営業投資による（HTE）の業績悪化を隠して業績を良く見せるために、販売先数社に売上を計上する一方、翌期以降にはその大半を買い戻す行為を行っておりました。また、その内の1社である販売先（A社）およびその共通支配下にある仕入先（B社）の間では、架空の売上および架空の仕入取引を繰り返し、その債権債務を相殺していたことが判明しております。

3. 現時点で判明している業績への影響

現時点までの調査では、本件に起因する連結業績への影響額（過大計上額の純額）は、2005年度（2006年3月期）から2010年8月までの累計で、売上高については約100億円、営業利益については約40億円強と見込まれることが判明いたしました。本金額は、会計上訂正すべき影響額であり、キャッシュアウトを伴う損害額ではありません。

なお、純利益については、架空売上に対するVAT（Value Added Tax（付加価値税））が還付されることを前提とし、現時点では営業利益とほぼ同額の影響があると見込まれていますが、かかる還付の状況により変動する可能性があります。

また、上記の数値は現時点までの社内調査に基づく金額であり、その総額および年度別の影響額については、調査委員会による調査等を踏まえて、速やかに確定させる予定です。

4. 今後の対応

当社は、今後、調査委員会により厳正かつ徹底した実態解明および原因究明等を行い、その結果を踏まえ、かかる不祥事が二度と起こらないよう、必要な社内処分を行うとともに、有効な再発防止策を策定し断行する所存です。調査委員会の当社への調査結果の報告は、現時点では、10月中旬を目処としております。調査委員会の調査結果および再発防止策等につきましては、その内容が確定次第、報告させていただきます。

その後、速やかに、過年度の決算短信に係る必要な訂正を行い、今期の業績への影響につきましても、その数値が明らかになった段階で速やかに開示する予定です。また、過年度の有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書につきましては、再監査を経て、速やかに関東財務局に対して訂正報告書を提出する予定です。なお、2011年3月期第2四半期の決算発表および四半期報告書の提出については、決められた期限内（四半期報告書については11月15日まで）に実施予定です。

今後はこのような不祥事を二度と起こさないという固い決意の下、当社グループ全役員・全従業員が一丸となってコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上